

「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」

旅行商品の造成事業業務委託に係る説明書

シュガーロード連絡協議会

令和4年8月

1 業務の目的

令和2年度に日本遺産として認定された「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」に関するストーリーを構成する文化財は、福岡県、佐賀県、長崎県の3県（北九州市、飯塚市、佐賀市、小城市、嬉野市、大村市、諫早市、長崎市の8市）に点在している。本業務は、令和3年度に実施されたマーケティング事業、モニターツアー事業にて得られた各文化財の分析・課題を基に、上記文化財を周遊できる新たな広域観光ルートを造成し、観光者・観光事業者等へのPR活動を行うことにより、インバウンドの推進等、圏域外からの誘客促進に取組み、3県の地域経済の活性化、及び日本遺産「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」の認知度の向上をめざすことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」旅行商品の造成事業業務委託

(2) 履行場所

指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月10日まで

(4) 業務内容

「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」旅行商品の造成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(5) 予算額

2,999,920円（消費税相当額を含む。）

(6) 業務実施上の条件

業務打ち合わせの第1回及び成果品納品時の打ち合わせには、主任担当者が出席するものとする。

(7) 成果品

提出する成果品は、原則として日本産業規格A4版（やむを得ない場合はA3版も可とする。）、文字サイズは全て10ポイント以上とし、紙媒体で8部作成する。併せて、データ等を収録した記憶媒体（CD-R等）についても8部提出すること。

なお、報告書等の様式の詳細は、受注者との協議により別途定めるものとする。

番号	書類名	提出部数	提出期限
1	実績報告書	8部	令和5年3月10日まで
2	その他本業務において作成した資料等	8部	

3	データ等を収録した記憶媒体（CD-R等）	8部	
---	----------------------	----	--

(8) その他

- ① 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- ② 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合は、提案書を提出できない。
- ③ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ④ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- ⑤ 提案書等について提出後は参加希望者からの記載内容の変更は認めない。ただし、受注後にシュガーロード連絡協議会参加自治体との協議によって、変更が生じる場合がある。
- ⑥ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受注者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- ⑦ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- ⑧ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。
 - (ア) 提案資格を満たさないこととなった場合
 - (イ) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- ⑨ 成果物に関する権利は、受注者固有の知識及び技術を除き、全てシュガーロード連絡協議会に帰属する。
- ⑩ 受注者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- ⑪ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を5(3)の場所に届け出なければならない。

3 事業者の公募

- (1) シュガーロード連絡協議会ホームページに掲載し、事業者を公募するものとする。
- (2) 公募の期間は、令和4年8月10日（水）から令和4年9月26日（月）までとする。

4 実施スケジュール

項目	期 日
① 募集開始	令和4年8月10日（水曜日）
② 参加表明書提出期限	令和4年8月22日（月曜日）午後5時15分
③ 質問票提出期限	令和4年8月26日（金曜日）午後5時15分

④ 質問票回答期限	令和4年9月 2日（金曜日） ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうがよいと思われるものは適宜回答します。
⑤ 提案書提出要請日	令和4年8月26日（金曜日）
⑥ 提案書等提出期限	令和4年9月26日（月曜日）午後5時15分
⑦ 第一次審査結果通知	令和4年9月29日（木曜日）予定
⑧ 第二次審査（ヒアリング）実施日	令和4年10月14日（金曜日）予定
⑨ 第二次審査結果通知	令和4年10月21日（金曜日）予定
⑩ 契約の締結	令和4年10月26日（水曜日）予定

5 参加表明の手続き

プロポーザル参加希望者（以下「参加希望者」という。）は、「プロポーザル参加表明書（第1号様式）」（以下「表明書」という。）を下記の要領で提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(1) 提出書類（第1号様式及び様式ア）

「プロポーザル参加表明書」及び「担当者連絡先」

(2) 提出期限

令和4年8月22日（月）午後5時15分（必着）

表明書を持参する際は、事前に下記の連絡先へ開庁時間内（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

(3) 提出場所

シュガーロード連絡協議会 旅行商品の造成事業担当（飯塚市経済部商工観光課）

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法による。

電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

(5) 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和4年9月23日（金）午後5時15分までに「辞退届」を提出すること。提出方法は、前号と同様とする。

(6) 表明書には、法人の概要の分かる資料（任意様式、法人のパンフレットでも可）を10部、添付すること。

6 提案資格の確認

表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和4年8月26日（金）

7 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式シ）に記載の上、電子メールにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話及び直接来庁による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

参加要請書の通知日から令和4年8月26日（金）午後5時15分まで

(3) 質問書送付先及び連絡先

シュガーロード連絡協議会 旅行商品の造成事業担当（飯塚市経済部商工観光課）

(4) 質問に対する回答

令和4年9月2日（金）に質問を取りまとめ、質問回答書により提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうがよいと思われるものについては適宜回答する。

8 提案書の提出

(1) 提出書類（証明書類は、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）

文書番号	書類名	備考	作成要領
1	提案書	第4号様式	
2	組織調書	様式イ	
3	業務等実績調書	様式ウ	① 過去に受注した本業務と同種又は類似業務の成功事例の取り組み内容と効果を具体的に記載すること。 ② 過去7年間に実施・完了したものを記載すること。 ③ 記入内容を証明する書類（内容がわかる実績結果の写し等）を添付すること。 ※同種とは、国、地方公共団体又は企業団体等が実施する旅行商品の造成事業をいう。
4	配置予定者調書	様式エ	本事業を受注した場合の人員配置等の事業実施体制、担当するメンバーについて、氏名、役職、経験年数、主な実績等を記載すること。
5	参考見積書	様式オ	① 予算額を超える場合は、審査対象としない。 ② 人件費、その他経費ごとに明細を記載すること。

6	業務等の実施方針	様式ケ	業務に対する目的、コンセプト及び取り組み体制、提案者の独自性などの特徴を簡潔に記載すること。
7	業務等の実施手法	様式コ又は任用様式	仕様書「5 委託業務の内容」に関する具体的な全体スケジュール及び実施フローを記載すること。
8	旅行商品の造成業務企画内容	任意様式	① シュガーロード圏域内に内在する観光資源を利用した新規観光ルートについて、2種類以上の具体的な提案をすること。 ② 新規観光ルートの開発にあたり、利用する観光資源を記載し、具体的な観光ルート案まで記載を行うこと。観光施設事業者との連携手法を具体的に記載すること。 ③ 新規観光ルートの開発にあたってはシュガーロード連絡協議会参加自治体の保有する文化財をバランスよく含んでいること。 ④ 業務を遂行するための自己のアピールポイントや本事業の目的を達成するにあたり、独自の取り組みがあれば具体的に記載すること（任意記載）。
9	決算書		直近の決算書
10	商業登記簿謄本		最新の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積りを提出すること。

ただし、その取扱いは積算の際の参考および提案書を特定するための評価項目として用いることとする。その際の評価の基準は9に示す。

(3) 提出期限

令和4年9月26日（月）17時15分【必着】（提出期限内に下記提出場所に到達していること。）

(4) 提出場所

シュガーロード連絡協議会 旅行商品の造成事業担当（飯塚市経済部商工観光課）

(5) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法による。

9 審査方法及び審査手順

提案書類等の審査は、「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」旅行商品の造成事業業務委託特定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(1) 一次審査

審査委員会は、提案者が多数となった場合（4者以上となった場合）は提出された書類

により業務実績等を勘案し、二次審査参加者を3者選定するものとする。提案者が3者以内の場合、一次審査は実施しない。

一次審査の結果は、すべての提案者に書面で通知を行う。その際一次審査の通過者には、併せて二次審査実施の通知を行う。なお、総合得点が複数者で同点となった場合は、すべて同じ順位とする。

(2) 二次審査(ヒアリング) 有

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングをリモートにて行う。提案書及びヒアリングについて採点基準に基づき採点し、審査委員8名の合計点が最も高い提案者を受注候補者とする。最高得点の点数の同じものが2者以上あるときは、くじにて順位を決定する。

但し、最高得点の提案者の合計点が満点の6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募することとする。

① 実施予定日

令和4年10月14日(金)

(詳細については別途、ヒアリング予定表(様式セ)にて通知する。)

② 持ち時間

説明 15分以内及び質疑応答 15分程度 計 30分程度

③ 出席者

2人以内とする。

④ その他

ア ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

イ 提案書やヒアリング中に事業者名を表明しないものとする。

ウ プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

⑤ 受注候補者の通知

二次審査の結果については、すべての提案者に書面で通知を行う。なお、審査の結果・内容に関する問い合わせは一切回答しない。

⑥ 審査結果等の公表

審査に関する情報の公開は、二次審査終了後に行う。

また、審査の結果については、以下の内容についてシュガーロード連絡協議会ホームページに公表する。

ア 受注候補者の名称、所在地、総得点、審査基準ごとの得点、提案金額

イ 受注候補者の選定理由

ウ 企画提案書を提出した者の名称及び提案者数

エ 受注候補者以外の提案者の総得点、審査基準ごとの得点

※但し、受注候補者以外の提案者の名称は「B社、C社」等として公表する。

[審査基準及び配点]

審査基準	評価内容	配点
①実施方針	事業の実施方針は該当地内の現状や将来の見通しも含めて具体的に示されているか。	5
	業務の目的及び内容を十分に理解した上で各事業の実施方針が立てられているか。	5
②業務遂行能力	実施体制・管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われており、組織として業務実行ができるか。	10
	実施計画やスケジュールは適正であるか。	5
	事業の実績が十分にあり、関係者とのネットワークなど事業の確実な実施が期待できるか。	10
③提案内容の妥当性、実現性、独自性	シュガーロード域内の観光資源がバランスよく使用されているか。また、新規性を持った文化財の組み合わせになっているか。	10
	安定的に観光ルートとして提供できる様に明確なターゲット指定がなされたものを作成し、魅力的な観光ルートの設定ができているか。	15
	① 新規ルート開発に係る会議(シュガーロード連絡協議会担当職員報告会等)を開催し、担当職員からの意見を踏まえ、新規ルート開発やPR取り組むことが可能となっているか。 ② シュガーロード圏域のPR、知名度の向上、地域経済活性化に寄与するものとなっているか。	10
	新規観光ルートを周知する広報(チラシ・ポスター)について独自の提案・工夫が見られるか。 シュガーロード圏域の観光ルートとして魅力を感じる広報物となっているか。 チラシ、ポスター以外にも効果的な広報が行われているか	10
	本事業の目的を十分に理解し、本事業をより効果的なものにするために、追加提案がなされたかどうか。	5
④プレゼンテーション	業務知識を十分に活かした分かりやすい説明であり、質問に対する応答が的確であるか。	5
	プレゼンテーションから関係者と協力して積極的に取り組む意欲が感じられるか。	5
⑤見積金額	事業金額は適正な見積りとなっているか。	5
合 計		100

10 提案書の作成要領及び記載内容

【提案書作成要領】

- (1) 提案書は、表紙・目次・本編で構成し、可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- (2) 提案書はA4長辺綴じ片面25ページ以内(表紙、目次は提案書のページ数には算入しない)とし、文字の大きさは10ポイント以上とすること。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えない。
- (3) 提案書の提出部数は正本1部、副本11部とする。(正本1部にのみ事業者名、代表者名を記載し、副本には事業者名等、事業者が特定される情報(ロゴマーク等)を表記しないこと)
- (4) 表紙は、「シュガーロード 旅行商品の造成事業業務委託に係る提案書」と記述し、正本にのみ代表者印の押印をすること。
- (5) 様式の定めのない書類は、任意様式で可。

11 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しない場合
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (3) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できない、又は締結の意思が認められない場合
- (6) 2(5)の予算額を超える見積金額で提案された場合
- (7) 審査委員会委員に直接、間接を問わず審査に関して不正な接触又は要求をした場合
- (8) その他審査の公平性に影響がある行為があったと認められる場合

12 契約の締結等

受注候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。また、受注候補者が、契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次順位の者と契約の手続きを進めるものとする。

13 留意事項

新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念されているため、今後の状況によっては業務内容や委託期間の変更、契約の解除等が生じる可能性がある。

14 その他

- (1) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書等については、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）第7条3号に該当するものを除き、原則公開とする。
- (3) 提案書の作成のためにシュガーロード連絡協議会から受領した資料は、シュガーロード連絡協議会の了解なく公表、使用してはならない。
- (4) 審査結果について一切の異議申立ては出来ないものとする。

15 担当課（問い合わせ先）

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

シュガーロード連絡協議会 旅行商品の造成事業担当（飯塚市経済部商工観光課）

担当：林、田中

TEL：0948-22-5500（内線1463）

FAX：0948-22-6062

E-mail: shoukou@city.iizuka.lg.jp